

知って得する!

法律コラム



弁護士 辻佐和子

遺言に反して遺産をもらえる? 遺留分って?

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。
千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋宅番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com

こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1. 相続人なのに遺産がもらえなかった

「自分の親が亡くなったけれど、遺言で自分の兄弟が全財産を相続するようにと書いてあった…自分は遺産をもらえないようだ」といった話を耳にすることがあります。

この場合、遺言のとおり兄弟に全部相続させることももちろん可能です。しかし、遺留分という制度によって、遺産の一部に相当する金額をもらうことができる可能性もあります。

2. 遺留分とは

「遺留分」とは、一定の相続人が、最低限の遺産をもらえる権利のことです。相続人のうち、配偶者、直系卑属(子どもや孫など)、直系尊属(親や祖父母など)にはこの遺留分が認められています。一方で、兄弟や姪甥は相続人になっても遺留分は認められません。

3. 遺留分の額と遺留分侵害額の請求

それぞれの相続人について認められる遺留分の金額は、相続人が直系尊属の場合は法定の相続分の3分の1、それ以外の場合は法定の相続分の2分の1です。例えば、配偶者の法定相続分は遺産の2分の1ですので、遺留分として認められるのはその2分の1、すなわち遺産の4分の1ということになります。

自分の取得分が遺留分の額に満たない場合に、遺産を多く取得して遺留分を侵害している相続人や受遺者に対して「遺留分侵害額請求」という

形で自分の遺留分に達するまでの金額を支払うよう請求することができるのです。

4. 遺留分侵害額を請求できないケース

遺留分は、以下のような場合には請求することができません。

- すでに遺留分以上の額の遺産をもらっている場合

- 遺留分を放棄した場合

遺留分は、被相続人の生前に家庭裁判所の許可を得て、または被相続人の死後に、放棄することができます。放棄した場合は遺留分侵害額請求ができません。

- 廃除などによって相続人でなくなっている場合

廃除とは、被相続人に対して虐待・侮辱等があった場合に、相続人の資格を剥奪する手続きです。相続人が廃除されてしまうと、その遺留分はなくなります。

5. おわりに

遺留分侵害額請求の注意点として、遺留分の侵害を「知った時」から1年、または相続開始から10年が経過してしまうと、請求ができなくなってしまうということが挙げられます。

そのため、自分がある相続の相続人になったことを知ったら、損をしないようにいち早く弁護士に相談することが肝要です。